

CSTI生命倫理専門調査会の 「ヒトの幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いるヒト胚 の作成について（案）」 を踏まえた関係指針の見直しについて

令和7年8月6日

研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室

CSTIヒト幹細胞由来生殖細胞受精胚報告書を踏まえた関係指針の見直しについて



文部科学省

- 本年7月24日に開催された総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）生命倫理専門調査会において、ヒト幹細胞由来生殖細胞の受精を認めることについて、おおすじ取りまとめ[※]。今後、報告書が公表される予定。
※「ヒトの幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いるヒト胚の作成について（案）」
- ヒト幹細胞由来生殖細胞受精胚は、ヒト受精胚の基本原則に従った取り扱いを行うことが妥当とされ、以下の取り扱いが必要とされた。
 - ・研究目的を生殖補助医療研究や遺伝性・先天性疾患研究などに限定すること
 - ・研究計画について、研究機関の倫理審査委員会による審査と国による指針適合性の確認を受けること
 - ・ヒト幹細胞由来生殖細胞受精胚の作成は研究に必要な最小限の数とし、培養期間を14日までとすること
 - ・作成したヒト胚をヒトや動物の胎内に移植することは禁止すること 等
- また、ヒト胚に関連する研究の倫理審査について、国の審査体制の見直しと関係学会との協力が求められた。
- これらの内容を踏まえて、今後、特定胚等研究専門委員会等において、関係指針の見直し等の検討を進める。

<見直しイメージ>

ES細胞 樹立指針、使用指針

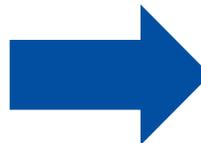
○ヒト胚からのES細胞の樹立に適用。[樹立指針]
○ES細胞から生殖細胞を含む各種細胞を作成する研究に適用。
使用に際して大臣への届出が必要。[使用指針]

ヒト胚 → ES細胞 → 体細胞 生殖細胞 ※受精は禁止

生殖細胞作成指針

○iPS細胞等から生殖細胞を作成する研究に適用。
研究に際して大臣への届出が必要。

iPS細胞等 → 生殖細胞 ※受精は禁止



新規胚研究指針

○生殖細胞を受精させて作成したヒト胚を用いた研究に適用（遺伝子改変する場合を含む）。
あらかじめの大臣確認が必要。

提供胚研究指針

「ヒト幹細胞由来生殖細胞の受精後の取り扱いに係る規制の検討」

「CSTI報告書を踏まえた審査体制等を見直し」

「ヒト幹細胞由来生殖細胞の受精の禁止を見直し」